

○中間検査の特定工程等の指定

平成19年2月5日

新見市告示第9号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定する。

1 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 構造

鉄骨造

(2) 用途又は規模

ア 法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数が3以上で、延べ面積が500平方メートルを超える建築物

イ 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物

2 指定する特定工程

鉄骨建方完了時

3 指定する特定工程後の工程

鉄骨部分を覆う工事（耐火被覆、内外装工事、コンクリート打設工事等）

4 適用除外

(1) 法第85条の適用を受ける仮設建築物

(2) 型式適合認定に係る建築物

(3) 法第20条第1項第1号の規定により国土交通大臣の認定を受けた建築物

(4) 法第18条の適用を受ける建築物

改正文（平成19年告示第80号）抄
平成19年6月20日から施行する。

改正文（平成22年告示第24号）抄
平成22年4月1日から施行する。

改正文（令和元年告示第85号）抄
令和元年12月1日から施行する。